

平成 21 年 2 月 20 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目 1 1 番 4 4 号
株 式 会 社 リ サ ・ パ ー ト ナ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 井 無 田 敦
(コード番号：8924 東証1部)

問合せ先 執行役員経営戦略部長 石館 幸治
電話番号 03 (5573) 8011 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 19 日開催予定の第 11 期定時株主総会に、定款一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 平成 21 年 2 月 9 日に当社と業務資本提携契約を締結いたしました N E C キャピタルソリューション株式会社を割当先とする第三者割当てによる新株式(第 1 種優先株式)の発行に伴い、新たな種類の株式を発行することができるよう、定款第 6 条に定める会社の発行する株式の総数および種類を変更するとともに、第 2 章の 2 (優先株式)および第 16 条の 2 (種類株主総会)を新設するものであります。

(3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 21 年 3 月 19 日（木曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 3 月 19 日（木曜日） |

3. 内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

別 紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行のとおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 721,600株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>760,000株とし、720,000株は普通株式の発行可能種類株式総数、40,000株は第1種優先株式の発行可能種類株式総数</u> とする。
<u>(株券の発行)</u>	
第7条 当社の株式については、 <u>株券を</u> <u>発行する。</u>	<削 除>
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行のとおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行のとおり)
2 (条文省略)	2 (現行のとおり)
3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、 <u>株券喪失登録簿</u> および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、 <u>株券喪失登録簿</u> および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 (条文省略)	第9条 (現行のとおり)
<新 設>	第2章の2 <u>優先株式</u>
<新 設>	<u>(優先配当金)</u>
	第9条の2 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された第1種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」とい

＜新 設＞

＜新 設＞

(優先中間配当金)

(残余財産の分配)

第9条の4 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主

	<u>または本優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき100,000円を支払う。</u> <u>2 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(議決権)</u> <u>第9条の5 本優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</u> <u>第9条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> <u>2 当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>3 当社は、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。</u> <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第9条の7 本優先株主は、本条第2項に定める期間中、当社に対して当該本優先株主の有する本優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。本項に基づき、本優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、本条第3項に定める財産を交付する。なお、当社がある株主に対して本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。</u> <u>2 本優先株主が当社に対して、本項に基づき当該本優先株主の有する本優先株式を取得することを請求することができる期間は、平成21年4月1日から平成25年3月29日までとする。</u> <u>3 当社は、本優先株主が本条に基づき本優先株式の取得を請求した場合、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、当社の普通株式</u>
--	---

を交付する。本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下の算式によって計算される。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

上記算式における「取得価額」とは、本条第4項に定義される取得価額をいう。

4 取得価額

(1) 当初取得価額

当初取得価額は、39,000 円とする。

(2) 取得価額の調整

(イ) 本優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{既発行株式数}} \times \left(\text{既発行株式数} \pm \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額}} \right)$$

上記算式における「既発行株式数」とは、下記(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の取得価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式の総数から、当該日において当会社の保有する当会社の普通株式数を控除した数とする。

上記算式における「新規発行・処分株式数」とは、下記(i)においては、新たに交付する普通株式の数とし、下記(ii)においては、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の保有する普通株式に関して増加する普通株式数を含まない。）とし、下記(iii)および(iv)においては、下記(iii)または(iv)に基づいて交付されたものとみなされる普通株式の数とする。

上記算式における「1株当たり払込金額」とは、下記

(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(ii)の場合は0円とし、下記(iii)および(iv)の場合は下記(iii)または(iv)で定める対価の額とする。

上記算式における「1株当たり時価」とは、調整後取得価額を初めて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本②に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本②に準じて調整される。

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る対価をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株

	<u>予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、その交付がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日に、発行される証券（権利）の全てが、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その交付がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得価額または行使価額がその交付がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日（本（iii）において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）または取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iii）において「対価」とは、発行される証券（権利）の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額（新株予約権を </u>
--	--

	<u>交付することと引換えに取得される証券（権利）</u> <u>または取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得または行使に際して当該証券（権利）または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。</u> <u>(iv) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る対価をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該行使価額または取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、当該行使</u>
--	---

価額または取得価額が決定される日（本(iv)において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「対価」とは、発行される新株予約権の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

(ロ) 上記(イ)において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会、取締役会その他当会社の機関の承認を条件としている場合、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得請求をした本優先株主に対しては、次の算式により算出される数の普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整後取得価額}} \times \frac{\text{調整前取得価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

(ハ) 上記(イ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が決定する合理的な取得価額に変更される。

①株式の併合、合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

<新 設>	<u>②その他当会社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u> <u>③取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。</u> <u>(二)取得価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u> <u>(ホ)取得価額調整式により算出される調整後取得価額と調整前取得価額の差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u> <u>(現金を対価とする取得請求権)</u> <u>第9条の8 本優先株主は、当会社に対して、平成25年3月29日に、本優先株式1株につき、100,000円と、その払込金額に同年1月1日(同日を含む。)から同年3月29日(同日を含む。)までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額(上記期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)との合計額の金銭の交付と引き換えに、本優先株式の取得を請求することができる。なお、上記取得請求がなされた日における分配可能額を超えて、本優先株主から本優先株式の取得の請求が行われた場合、取得すべき本優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。</u> <u>(取得条項)</u> <u>第9条の9 当会社は、平成25年4月1日に、その時点で残存する本優先株式の全部を、本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額をその時点で有効な取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引き換えに取得する。</u>
--------------------	--

＜新 設＞	<u>(その他の事項)</u> <u>第 9 条の 10 当会社は、前 8 条に定めるほか、本優先株式に関する事項について、これを本優先株式の最初の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u>
第 11 条～第 17 条 （条文省略）	第 10 条～第 16 条 （現行のとおり）
＜新 設＞	<u>(種類株主総会)</u> <u>第 16 条の 2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u> <u>2 第 10 条、第 12 条、第 13 条および第 14 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>4 第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
第 18 条～第 42 条 （条文省略）	第 17 条～第 41 条 （現行のとおり）
＜新 設＞	<u>附 則</u>
＜新 設＞	<u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
＜新 設＞	<u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>